

防防調（事）第1号
令和7年1月17日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議設置要綱
について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

関連文書：特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の設置について（防防調（防）第24273号。令和4年12月26日）

添付書類：1 別紙

- 2 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告（令和6年7月17日。衆議院情報監視審査会）
- 3 防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告（令和6年7月30日。参議院情報監視審査会）

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1 防衛省では、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）が施行されてから初となる特定秘密漏えい事案を令和4年12月に公表して以来、特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、再発防止策を講じるとともに保全意識の徹底を図ってきたが、その後も多数の特定秘密漏えい事案及び特定秘密の不適切な取扱い事案の発生が確認され、その度に再発防止策を策定する状況が繰り返されている。

そのような中、令和6年7月、衆議院情報監視審査会及び参議院情報監視審査会から、情報保全教育や定期検査をはじめとする特定秘密保護の運用全般について外部有識者の意見を踏まえた実効性のある改善・取組を行うべき旨の勧告がなされた。

当該勧告を踏まえ、閉鎖的になる傾向にある防衛省の特定秘密保護に係る取組に第三者的観点を導入するため、委員会の下に特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(討議事項)

第2 有識者会議は、情報保全教育の内容、定期検査の抜本的な見直しその他の特定秘密保護の運用全般に関し、防衛省が策定した再発防止策を補完又は発展させる方途について討議する。

(委員等)

第3 有識者会議の委員は、公文書管理に関する知識をはじめ様々な専門知識を有する外部の学識経験者、政府における実務経験者等のうちから、防衛政策局長が委嘱する。

- 2 委員は、防衛省が策定した情報保全事案の再発防止策について、各自の知見に基づき、客観的かつ公正、中立の立場で自由に意見を述べるものとする。
- 3 円滑な議事進行を行うため、委員の互選により座長を置く。
- 4 座長代理は、座長が指名する委員をもって充てる。
- 5 委員の委嘱期間は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(運営)

- 第4 座長は、委員会の委員長の要請により有識者会議を開催し、会務を総理する。
- 2 座長代理は、座長を助け、座長が不在の場合に、その職務を代理する。

(関係部局の協力)

- 第5 座長又は座長代理は、有識者会議における検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係者の出席、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 2 関係部局は、前項の要求があった場合にはこれに応じ、協力するものとする。

(秘密を守る義務)

- 第6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開等)

- 第7 有識者会議は、非公開とする。ただし、有識者会議の議事概要については防衛政策局調査課長がこれを作成し、原則として公表するものとする。

(庶務)

- 第8 有識者会議に関する庶務は、防衛政策局調査課において処理する。

(委任規定)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の議事の手続その他必要な事項は座長が、この要綱の実施に関し必要となる細部事項は防衛政策局長がそれぞれ定める。